

2月県議会で、おさべ県議は連合委員会質問に立ち、原発問題について、米山知事と一問一答形式で質問いたしました。米山知事には真摯に質問に答えて頂いたと思います。

東電の免震重要棟に係る不誠実な対応について

おさべ県議；東電の、免震重要棟についての、事実と異なる説明など不誠実な対応について知事の所見を伺うとともに、これまでも指摘されてきた、東電の安全軽視の体質は、本質的なところで全く変わっていないと考えざるを得ないが、所見を伺う。

米山知事；免震重要棟に係る東電の対応は不誠実で信頼関係の構築を極めて困難にするものと言わざるを得ない。審査において、事実と異なる説明をしていたのでは、審査そのものの妥当性に疑問を呈さざるを得ない。東電が、真摯に安全の確立を第一に取り組んでいるのか疑問を感じると言わざるを得ない。

おさべ県議；知事は、東電に対し、問題の経緯と対策など具体的な説明を求める考えを示したが、何をどう検証し、どう判断するのか伺う。今後どのようなになったら東電を信頼できると考えているのか伺う。



米山知事；なぜ耐震性能不足が生じたのか、評価に誤りが生じたのか、誤りが発見されたにもかかわらずなぜ即座に修正・報告がなされなかったのか、3年間どのような過程で事実と異なる説明が維持されたのか、今回どのような経緯でそれが明らかとなり、どのような過程を経て公表されたのか、どのような措置を講じたのかについて、具体的な説明を求めている。尚、信頼関係の構築は時間がかかるものとするが、一方それがないから対話を閉ざすということは、県民の安全の確保の道を閉ざすことであるとする。

おさべ県議；免震重要棟の設置は、中越沖地震の後、前知事が再稼働の同意を決断するための重要なファクターであり、本来なら、基準を満たす免震重要棟の再建設が必要と考えるが、安全確保の面からこの方針転換をどのように考えているか、所見を伺う。

米山知事；東電からは、基準を満たす免震重要棟を作ることは、現在の技術では困難なため、鋼構造の 5 号機建屋内に緊急時対策所を作ることとしたと聞いている。素朴な感覚として、福島事故同様、6, 7 号機に事故があったときに、近接する 5 号機も同じ状態となって原子炉建屋内に入れない状況になって対応できないのではないかと疑問が浮かぶ。いずれにせよ、まずは規制委員会の適合性審査の結果を伺うとともに、県の技術委員会でも検証を行いたいと考えている。

安全確保に取り組む県の姿勢について

おさべ県議；報道によれば、柏崎市長は、「重大な事故が起きれば、県も責任を負うことになるが、それでいいのか」と発言し、技術委員会が再稼働問題に関わることを警戒旨の報道があったが、柏崎市長の認識に対する所見を伺う。

米山知事；原子力政策に関しては、国が前面に立ち責任を負うべきとの認識を示されたものと受け止めている。しかしながら、地域の安全と未来を作るのは自治体であり、県としては責任をもって安全確保に全力で取り組む必要があると考えている。



検証の期限について

おさべ県議；知事は、「福島事故では四つの事故調査報告書があるが、それぞれ齟齬がある。技術委員会で新しい知見を加味して確認したい。おそらく 1 年弱かかる」、「3 つの検証が終わるのは 3~4 年。永遠に続くようなことはなく、必ず結論を出す」と発言したと報道されている。技術委員会は現在も検証を続けており、見通しが立っていない状況だが、それぞれ期限を 1 年弱や 3~4 年かかるとした根拠を伺うとともに、期限を示したことと検証を徹底的に進めることに齟齬は生じないのか伺う。

米山知事；あくまで、現時点で検証にはその程度必要であると推定されるということであり、期限を示したものではない。あらかじめ期限を区切ることなく、県民の命と暮らしを本当に守ることができるかどうか、これを科学的に確認できるまで、徹底的に検証を行うべきと考えている。

安全協定の見直しについて

おさべ県議；知事は、安全協定の見直しについて、「法的位置づけを明確にし、全体的な枠組みを整理するとともに新たな課題を整理し、各条項の執行方法を明確化するための検討を進める」との意向を本定例会で示したが、「法的位置づけを明確にする」とは、具体的にどのようなことをイメージしているのか伺う。

米山知事；安全協定は、県、柏崎、刈羽、東電の4者で締結したものであり、東電はこれを遵守しなければなりません。知事として、安全が確保されていなければ、協定違反を指摘することが、それに基づき、それに基づき法的手段に訴えることもできる法的効力を有するものと考えている。しかし、どの程度効力があるのか文面上は不明確なため、東電が自治体の求めに応じる責任の明確化などを検討すると同時に、新たな課題などを賦課し、それぞれの条項の執行方法についても明確化することをイメージしている。

フィルタベント設置に係る事前了解の法的効力について

おさべ県議；県は、平成25年9月に東電に対し、柏崎刈羽原発の規制基準適合審査申請について条件付きで承認したが、この法的効力について、どのように考えているのか所見を伺う。

米山知事；安全協定に基づき東電が提出した、フィルタベント設置に係る事前了解願に対し、県が条件付きで承認したものであり、当事者間において合意されたものであることから、条件を含めて、法的効力を有するものと考えている。



再稼働の是非の最終決定について

おさべ県議；報道によれば、知事は再稼働を巡る判断の在り方について、「最終的にたす受け手で決まるのは民主主義のルール。この問題に関して何が多数決なのか、住民投票か、首長選挙か。そこを含めて合意を取っていきたい」としている。科学的、技術的なことで意見が一致しない等の場面が生じた場合、多数決で再稼働の是非を決めるという考えなのか伺う。

米山知事；検証委員会に置いて、県民の命と暮らしを本当に守ることはできるかどうか、これを科学的に確認できるまで、予断を持たずに徹底的に進めていこうとする今の時点で、再稼働の是非の決め方を論ずること自体は適切ではないと考えている。一方で、一般論としては、民主主義社会におけるあらゆる決定は、民主的プロセスで決められるべきものと考えている。

検証総括委員会のあり方について

おさべ県議；平成 29 年度から設置する検証委員会に置いて、各委員会で再稼働に関しそれぞれ違った結論が得られた場合、検証総括委員会としてどのような総括をするのか、また、健康委員会の検証結果が原発再稼働に与える影響について、併せて伺う。

米山知事；健康委員会をはじめ、各検討委員会ではそれぞれの課題について徹底的に検証して頂くが、再稼働の是非についての結論を出してもらうことは考えていない。各委員会の検証結果を検証総括委員会で取りまとめて、報告して頂きたいと考えており、その報告に基づいて、再稼働の議論がなされるものと考えている。

おさべ県議；福島での原発事故後の健康調査において、事故による影響を過小に評価するなど、データの正確性に疑問の声もあると聞く。健康調査の公正性や正確性を確保するため、健康委員会はどのような手法で検証を行うのか所見を伺う。

米山知事；健康への影響については研究者の見解が分かれているものと認識しているので、委員についてはバランスの取れた構成に努めるとともに、データの評価や正確性が適正化も含めて、複数の見解も併せてレビューしている中で、県民の命と暮らしを本当に守ることができるかどうかという観点から、科学的な検証を真摯に進めてまいりたい。

おさべ県議；報道によると、柏崎市長は被ばくによる健康影響の検証は、「チェルノブイリ事故で分かるように数年で終わらない。永遠に続く」とも発言しており、この発言に対する知事の所見を伺うとともに、健康委員会の検証には、チェルノブイリの事故における健康影響調査の知見なども当然必要になってくると考えるが、所見を伺う。

米山知事；原発事故による健康への影響に関し、長期的なデータの蓄積が必要であることについては、柏崎市長の意見と同様であるが、一方では、チェルノブイリ事故における健康影響調査の知見は、本県で行う健康への影響の検証に当然生かせるものと思う。私は、県民の命と暮らしに責任をもつ県として、様々な限界があることを認識したうえで、真摯に、現時点で有する知見を全て活用して、科学的な検証を進めてまいりたいと考えている。